

知的財産推進計画2008の見直しに対する意見

～個が光るイノベーションの実現のための知財戦略の推進～

平成21年3月25日

東京商工会議所

わが国経済が直面している経済危機は、経営体力の弱い中小企業に大きな打撃を与えており、わが国経済を支える中小・小規模企業は存亡の危機にあると言っても過言ではない。

このような状況を打開するためには、景気回復のためにあらゆる政策を総動員して対応することが喫緊の最優先課題であることは言うまでもないが、同時に、わが国が将来目指すべき「中期的な成長シナリオ」を明確に提示し、わが国経済を新たな成長に導くことが重要である。

その意味において、日本経済の発展の基礎を支えるイノベーションの源泉となる企業の技術を知的財産として推進する知的財産推進計画は、現下の経済情勢において大変重要な意味を持つものである。

今回の知的財産推進計画2008の見直しにあたっては、中小企業の知財経営推進の観点から下記のとおり要望するものであり、実現をお願いしたい。

記

1. 個が光るイノベーションのための知財戦略の推進について

東京には、優れたものづくりや先端技術、独自のビジネスモデル、コンテンツなどの多様な産業集積や大学や研究機関の多くが集まり、特許の出願件数も全国の約半数を占めるなど、知的財産に関する強みを有しており、今後も産業、技術、知識の集積を活用することによりイノベーションを生み出していくことが求められている。

東京商工会議所では、日本経済をけん引する新たな成長の創出や東京という地域の特性などに鑑み、中堅・中小企業の知的財産経営の推進を中長期ビジョンの重要課題の1つに位置づけ、アクションプランを決定したところであり、中堅・中小企業に対する普及・啓発を推進するとともに、知財経営に取り組む企業やコンテンツ産業等の振興を支援していく所存である。

政府・知的財産戦略本部におかれては、次の施策を講じられたい。

- ①生み出した知的財産をビジネスとリンクさせ利益に繋げるシステム作りを推進すること。
- ②特に中小企業で知財を活用してビジネスとして成功した事例集を作成し、PRすること。

2. 中小企業の知的財産の保護の徹底について

海外における模倣品被害や国内企業による知的財産の侵害の問題は、企業の自助努力には限界があり、せつかく権利化した知的財産の防御に要するコスト負担に苦勞する中小企業が増

加するなど、政府による支援を求める中小企業は多いので、対策を講じられたい。

- ①海外における侵害の是正について、日本政府による相手国への働きかけを強化すること。
- ②ジェトロによる侵害発生国・地域への監視および中小企業からの相談体制の拡充を図ること。
- ③模倣品海賊版防止条約の早期締結を図ること。
- ④海外出願費用助成制度の拡充を図ること。
- ⑤中小・ベンチャー企業の知的財産権保護の強化について、知財権に関連する業界別指針や下請法の規制内容の徹底を図ること。
- ⑥国内での裁判において、判決に至るまでの時間がかかり、その間に被害を受けた側が市場で受ける経済的損失や裁判のための手続負担の増大など、結果的に「侵害し得」といわれるようなケースが出ているため、裁判のさらなる迅速化を図るなど、侵害を受けた権利者に対する配慮を行うこと。

3. 中小企業のノウハウ・アイデア等の営業秘密の管理・保護の徹底について

中小企業には、知的財産として権利化されていないが、事業活動を支える技術上のノウハウ・アイデアが多数存在する。政府におかれては次の施策を講じられたい。

- ①営業秘密の保護に関する方策として国会に提出された不正競争防止法の一部を改正する法案について、刑事訴訟手続の見直しについても、法案として早急に国会に提出すること。
- ②中小企業自らもノウハウ・アイデア等の営業秘密の管理対策の重要性を認識し対策を講じることが重要であるため、政府におかれては、そのための指導および普及啓発を徹底すること。

4. 中小企業支援制度の拡充と利用の拡大について

知的財産に関する中小企業支援策は多岐にわたり、さまざまな有益な制度や事業が設けられているが、いまだに多くの中小企業がこれらの制度や支援策を十分に活用できていない。

また、知的財産に関心を持ちながらも、各種制度への対応に苦勞している中小企業は多く、特許等の審査に係る時間の短縮や各種制度の簡素化などを望む企業も多いことから、以下の点に関する支援をお願いしたい。

- ①中小企業のなかには、特許出願の手続において、審査請求の必要性や早期審査請求制度の存在を知らない企業も多く、普及啓発にも限界があるため、中小企業からの特許出願については、他の意思表示がなされない限り、特許出願と審査請求と早期審査請求の3つが同時になされたものとみなす制度を作ること。(最低限、1通の書類で3つの申請が同時に出来るようにすること。)
- ②特許等の知的財産に関する審査時間の短縮。
- ③特許や商標の査定時期の見通しについて問い合わせに答える仕組みを作ること。

- ④特許や商標の査定基準を明確に定め、公表すること。
- ⑤費用減免制度をアメリカのように一律50%にするなど、要件を簡素化し、必要書類を簡素化すること。
- ⑥弁理士など専門家への相談に係る費用助成の拡充と提出書類数の削減。
- ⑦専門家に頼らずに基本的な権利化手続きが行えるマニュアル等の整備。
- ⑧各種支援制度や利用方法の周知などに関する普及啓発とPRの徹底
- ⑨出願の電子化の流れは理解するが、中小企業者のために当面の間、書面出願の道も残すこと。

5. コンテンツ産業の振興支援について

東京には、中小製造業を中心とする高い技術力やノウハウに加えて、海外からも評価を受け、将来の成長産業として期待されているマンガ、アニメを始めとするコンテンツ産業の集積があり、知財推進計画にもあるとおり、これらの集積を東京の地場産業・地域ブランドとして確立し、積極的にPR等を推進することが大変重要である。

東商支部においても、技術力を生かして製造される製品・部品を地元ブランドの認定品として、紹介・PRする地域ブランド発信事業を行っている事例があるが、コンテンツ産業においても国および東京都、区が有機的に連携し、振興を図ることが重要であることから、以下に関する項目について支援をお願いしたい。

- ①コンテンツの国際展開と輸出強化支援、および模倣品・海賊版対策の強化
- ②コンテンツと日本伝統の工芸品、技術力の高い製品の組み合わせによる日本ブランドの発信
- ③コンテンツ産業を支える人材の教育と育成支援の強化
- ④劇場内で無断撮影された映像の違法流通の取締り強化

以 上